

## 調布飛行場自家用機分散移転推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 調布飛行場を利用している自家用機の分散移転を推進することを目的として、調布飛行場自家用機分散移転推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 分散移転の推進に関すること
- (2) 分散移転の推進に伴う施設の整備等に関すること
- (3) その他、分散移転の推進に必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、港湾局技監が務める。
- 4 副委員長は、港湾局離島港湾部長が務める。
- 5 委員会の下に幹事会を設置する。
- 6 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 7 オブザーバーは、別表1及び別表2に掲げる者をもって当てる。

### (開催)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、構成メンバー以外の者に出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、港湾局離島港湾部管理課及び計画課とする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行する。

## 調布飛行場自家用機分散移転推進委員会 委員名簿

別表1 委員会

区分	職名
委員	◎港湾局 技監
	○港湾局 離島港湾部長
	港湾局 島しょ・小笠原空港整備担当部長
	港湾局 島しょ空港技術担当部長
	港湾局 企画担当部長
	港湾局 港湾整備部長
	東京港建設事務所長
オブザーバー	総務局 多摩島しょ振興担当部長

◎委員長 ○副委員長

別表2 幹事会

区分	職名
幹事	◎港湾局 離島港湾部長
	○港湾局 島しょ・小笠原空港整備担当部長
	○港湾局 島しょ空港技術担当部長
	港湾局 離島港湾部 管理課長
	港湾局 離島港湾部 計画課長
	港湾局 離島港湾部 島しょ空港整備推進担当課長
	港湾局 離島港湾部 担当課長（特命）
	港湾局 総務部 企画計理課長
港湾局 港湾整備部 施設建設課長	
オブザーバー	総務局 行政部 多摩振興担当課長

◎幹事長 ○副幹事長